デビット規定

改定後	改定前
第6条(利用方法)	第6条(利用方法)
11. 会員(法人のお客さまに限ります)は、	(新設)
売買取引等において、決済可能な通貨	
(以下「決済可能通貨」といいます)	
の種類を当社所定の方法により指定す	
ることができます。会員が決済可能通	
貨を指定した場合、当社所定のシステ	
ムメンテナンス時間を除き、指定した	
通貨以外で決済を行うデビット取引は	
原則として成立しなくなります。	

第 14 条(デビットカードの偽造・変造、盗│第 14 条(デビットカードの偽造・変造、盗 難・紛失および損害の補てん)

2. 前項の定めにかかわらず、会員がデビ ットカードの偽造・変造、盗難・紛失 の事実を速やかに当社へ直接電話また は当社所定の方法により通知のうえ、 最寄りの警察署に届け、かつ所定の書 類を当社に提出した場合には、当社へ 通知が行われた日(以下「当該日」と いいます)の30日(ただし、当社に通 知することができないやむを得ない事 情があることを会員が証明した場合 は、30日にその事情が継続している期 間を加えた日数とします)前の日から 当該日の 60 日後の日までの間に発生 した損害(ただし、利息その他これに 含まれないものとして当社が別に定め るものは除きます)について、1口座 あたり年間当社が定める金額まで、当 社所定の方法により当社がその補てん を行うものとします。ただし、以下の 各号のいずれか一つにでも該当する場

難・紛失および損害の補てん)

2. 前項の定めにかかわらず、会員がデビ ットカードの偽造・変造、盗難・紛失 の事実を速やかに当社へ直接電話等に より通知のうえ、最寄りの警察署に届 け、かつ所定の書類を当社に提出した 場合には、当社へ通知が行われた日(以 下「当該日」といいます)の30日(た だし、当社に通知することができない やむを得ない事情があることを会員が 証明した場合は、30日にその事情が継 続している期間を加えた日数としま す)前の日から当該日の60日後の日ま での間に発生した損害(ただし、利息 その他これに含まれないものとして当 社が別に定めるものは除きます)につ いて、1 口座あたり年間当社が定める 金額まで、当社所定の方法により当社 がその補てんを行うものとします。た だし、以下の各号のいずれか一つにで も該当する場合、当社は、その補てん

GMOあおぞらネット銀行

合、当社は、その補てんを行いません。	を行いません。
(1)~(8)略	(1)~(8)略

デビット付キャッシュカード商品概要説明書

改定後	改定前
4. 利用限度額	4. 利用限度額
● 決済口座の残高の範囲内かつデビット	● 決済口座の残高の範囲内かつデビット
の利用限度額の範囲内でご利用いただ	の利用限度額の範囲内でご利用いただ
けます。	けます。
● ショッピングの利用限度額は、国内・	● ショッピングの利用限度額は、国内・
海外の利用限度額の合算となります。	海外の利用限度額の合算となります。
● 1 カ月あたりの利用限度額は、法人の	
お客さまのみ設定可能です。	
● 利用限度額の変更は当社インターネッ	● 利用限度額の変更は当社インターネッ
トバンキングからお手続きできます。	トバンキングからお手続きできます
イショッピング (国内・海外) > 初期 変更 可能	<ショッピング(国内・海外)>(新設)
5. 決済可能通貨設定	(新設)
● 法人のお客さまは、ショッピング(国	
内・海外)と海外 ATM から現地通貨の	
お引き出しで、決済可能通貨を最大 10	
通貨まで設定いただけます。指定した	
通貨以外の決済は原則できません。	

GMOあおぞらネット銀行

<u>通貨</u>	選択可能数
日本円、米ドル、ユーロ、	最大5通貨まで
タイバーツ、ベトナムドン	
そのほかの通貨	最大5通貨まで

- ※ 決済可能通貨の初期設定は「制限しない」に設定されています。
- ※ そのほかの通貨については、当社インターネットバンキングをご確認ください。
- ※ 当社システムメンテナンス中にご利用 の場合などは、決済可能通貨設定が適 用されません。